



インターンシップ受入時の 交通費・宿泊費を補助します！



学生のインターンシップを受け入れた市内事業者に対して、事業者が負担した宿泊費および交通費の一部を補助します。

補助対象事業者 次の1～4をすべて満たす市内事業者(※1)

- ①市内で連続2日間以上のインターンシップを実施すること。
(日程の半数以上を市内事業所で就業体験を実施するもの。ただし、資格取得のための実習等は除く。)
- ②参加学生(※2)のインターンシップ受入経費の一部又は全部を負担するものであること。
- ③参加学生と雇用関係がないこと。
- ④市税を滞納していないこと。

補助対象経費

事業者が負担したインターンシップ参加学生の交通費、宿泊費

補助内容

補助対象経費の3分の1以内
(1,000円未満切捨て)

補助金上限額

学生1人当たり50,000円

※1.本社、支社、営業所、工場など、事業活動の場を大牟田市内に置く事業者で、行政機関等は除く。
※2.大学(大学院を含む)、短期大学、高等専門学校及び専修学校に在学する満18歳以上の学生。

申請手順

実施前に申請が必要です。まずはお問い合わせください。

申請者

市

事業計画
認定申請書
を提出

事業計画
を認定

インターン
シップ実施

補助金
交付申請書
を提出

補助金交付
決定を通知

補助金交付
請求書を
提出

補助金
振込

申込み・問合せ先

大牟田市 産業振興課 支援担当
〒836-8666 大牟田市有明町2丁目3番地
電話:0944-41-2724 ファックス:0944-41-2751

詳しい内容情報はこちら

